

お仕事のご依頼を検討されている方へ

# シルバー人材センター におまかせください!

お見積りしますので  
安心してご相談ください!

## 長崎市シルバー人材センターとは

高齢者へ就業機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持、地域社会への貢献等の公益事業を行う営利を目的としない公益社団法人です。

長崎市内在住の60歳以上で、健康で働く意欲があり、センターの事業理念や趣旨に賛同した方が会員として登録し、会員の総意と主体的な参画により運営されています。

## 長崎市シルバー人材センターでは、こんな仕事をしています

一般家庭や企業、公共機関等から高齢者に適した  
臨時的・短期的または軽易な仕事を引き受けて、これを会員に提供しています。

### 技能分野

- 植木剪定
- 襖、障子、網戸の張り替えなど



### 事務分野

- 毛筆、硬筆筆耕
- 宛名書き
- パソコン入力
- 受付事務など



### 専門技術分野

- パソコン指導
- テープ起こしなど



### 屋内外の一般作業

- 公園清掃
- 屋内外清掃
- 除草、草刈り
- 墓地清掃など



### サービス分野

- 家庭内外の掃除
- 洗濯、炊事
- 介護補助
- 保育補助など



### 管理分野

- 駐車場管理
- 建物、施設管理など



臨時的な仕事や短時間の仕事のため、  
人手が見つからないとき

こんなときには、  
シルバー人材センターを  
ご利用ください

毎日ではないが、  
一定の仕事量があるとき



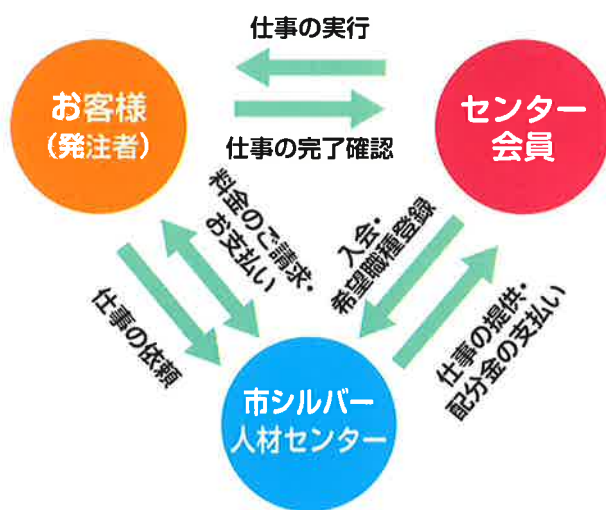
## シルバー人材センターのしくみ

- センターは、法令に基づき臨時的かつ短期的な仕事またはその他の軽易な仕事をお引き受けします。
- 会員の就業は、高齢者につき、概ね月10日、週20時間以内とし、グループ就業、ローテーション就業を基本としています。
- 仕事の依頼を受けてから契約までには、仕事を引き受ける会員を確保するため、一定のお時間・日数を要します。
- 植木剪定や除草など、季節によって発注が重なる場合は、お待ちいただくことがあります。
- ご依頼の仕事内容や日時等の就業条件等によっては、仕事を引き受ける会員を確保できず、契約できない場合があります。
- 契約は、基本的には「請負・委任」となりますが、発注者の指揮命令を受ける場合や、発注者が雇用する社員と混在して就業する場合は「労働者派遣」となります。

	① 請負・委任	② 労働者派遣
雇用関係	なし	派遣元の労働者
指揮命令	受けない	派遣先から受ける
労災保険	適用なし（シルバー保険加入）	適用される

一般家庭や企業、公共機関等の皆様からの  
お仕事の依頼をお待ちしています！

# ① 請負・委任



- センターと会員とは雇用関係はありません。
- あらかじめお客様と打ち合わせた仕事を会員の裁量で実行します。
- お客様は会員に指揮命令はできません。
- 高齢者にとって危険、有害、重労働と思われる仕事や、賠償額が多額となる恐れのある仕事、各種業法（警備業法、道路運送法、貨物自動車運送法、郵便法、古物営業法など）に抵触する恐れのある仕事、公序良俗に反する仕事はお引き受けできません。

## 料金体系

### 会員への配分金 + 必要な材料費 + 事務費(14.5%)

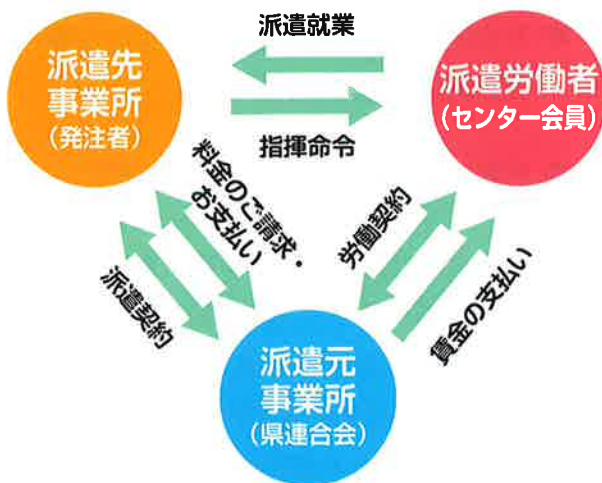
- 配分金、材料費には消費税が含まれています。
- 配分金見積基準により見積もった料金を提示します。
- 仕事内容によっては現場確認が必要となります。
- 「長崎市シルバー人材センター」ホームページの「仕事内容・料金表」に配分金見積基準表を掲載していますので、ご参照ください。
- センターから請求書を郵送しますので、2週間以内に金融機関にてお振り込みください。会員へ直接お支払うことはありません。

## 就業要件

- 会員の就業時間は、週20時間、月10日以内となります。
- グループ就業、ローテーション就業を基本とします。
- 労災保険が適用されないため、シルバー保険に加入しています。



## ② 労働者派遣



- 発注者の指揮命令を受ける場合や、発注者が雇用する社員と混在して就業する場合は、労働者派遣による契約を締結します。
- 派遣先と派遣元との間で、労働者派遣契約を締結します。
- 派遣労働者となるセンター会員は、公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会と雇用関係があり、労働関係法令が適用されます。
- 労働者派遣法に規定する港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務の他、高齢者にとって危険、有害、重労働と思われる仕事などはお引き受けできません。

### 料金体系（派遣料金）

**{賃金 + 派遣手数料(賃金の20%)} × 1.1(消費税10%) + 交通費**

- 賃金は最低賃金法が適用され、交通費は実費相当額となります。
- 派遣料金は、派遣労働者の賃金に派遣手数料（事務費、労災保険料等）、消費税、交通費を加算した額となります。
- 派遣元は、月末締め勤務実績報告の提出を受けて、翌月10日までに派遣先へ派遣料金を請求しますので、20日までにお振り込みください。

### 就業要件

- 会員の就業は、週20時間以内となります。制限を超える場合は、複数会員によるローテーション就業で対応させていただきます。
- 会員は派遣元との労働契約に基づき、労働者災害補償保険が適用されます。

お仕事の依頼は下記へお気軽にお問い合わせください！

## 公益社団法人 長崎市シルバー人材センター

〒852-8115  
長崎市岡町2番13号

☎ **095-842-9500**

業務時間 8:45～17:30  
(土・日・祝日・年末年始等を除く)

